

議事要旨(3) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（特別目的会社専門委員会専門委員長）から、特別目的会社の連結上の取扱い（以下「SPE の取扱い」）の一部の見直しに関する「連結財務諸表に関する会計基準（案）」等の公開草案へのコメントに対する対応案の概要について説明がなされた。また、次回の委員会で参考人を招致して質疑応答を行った上で、年明けの委員会で議決を行いたい旨の説明がなされた。引き続き、小賀坂主席研究員よりコメントに対する当該対応案の詳細について説明がなされ、その後、次のような質疑応答が行われた。

- ある委員からは、このタイミングで改正することについて、理由付けが弱いのではないかと意見があった。これに対し、事務局より、この問題は、過去から実務上の取扱いにばらつきがあることについての問題意識がベースにあり、この問題に対して IASB の基準改正が遅れている中で、短期的対応を行うかがポイントであること、また、その問題意識についてさらに理解を深めて頂くため、次回に参考人を招致して意見を求める予定であるとの説明がなされた。
- ある委員から、寄せられたコメントに対する事務局の対応案について、注記が基本財務諸表を代替しないという点は賛成できるが、この見直しによっても譲渡人の場合には引き続き注記開示となるため、それについて追加の説明が必要であるとの意見があった。事務局からは、見直しの範囲を譲渡人の場合にも広げる場合、認識の中止の論点にも関連し、短期的な対応が難しいことなどから、今回の見直しのような範囲になっていることが説明され、そのような背景について、結論の背景等への追加記載を検討するとの説明が行われた。
- ある委員からは、短期的対応に対する反対意見への事務局の対応案の記載が十分ではないのではないかと意見があった。また、経過措置の取扱いに関する事務局の提案について、経過措置の2つの方法が優劣がなく選択できるように見え、提案の背景を確認したいとの質問があった。これに対し事務局からは、対応案の記載について引き続き検討する旨の回答がなされた。また、経過措置の取扱いに関する提案は、新たな SPE の連結に一律に時価を用いるニーズの可能性を考慮したものであるが、引き続き検討するとの説明がなされた。
- あるオブザーバーから、前回委員会以降、さらに関連業界の一部の利用者へのヒアリングを行った結果では、今回の見直しは、特定の業界に限られた問題であり、注記等である程度対処されていることもあって、必要性を感じさせる強い意見はなかったとの説明がなされた。一方で、国際的には SPE を連結していく傾向があり、欧米との比較可能性からは連結の方向が良く、また、ノンリコース債務を注記又は区分表示するという今回の提案は、ノンリコース債務の透明性の向上につながると考えられるとの意見があった。ただし、IASB から近く改正基準が公表されるのであれば、それとの整合性も確認した方が良いとの意見もあった。

以上